

障害福祉サービスの利用と 相談支援専門員の役割や 障害者総合支援法について

岡山市障害者自立支援協議会

広報部会

1. 相談支援事業について

①相談支援専門員って？

②計画相談支援(サービス等利用計画)って？

2. 障害福祉サービスについて

①障害福祉サービスの種類

②障害福祉サービス利用の具体例

～自宅で利用できるサービス編～

～「働く・通う」ために利用できるサービス編～

3. 障害者総合支援法について(要点)

4. その他

1.相談支援事業について

①相談支援専門員って？

人にはそれぞれ、将来の夢や希望があります。

あんな風になりたい、こんな生活をしてみたい……。

そんなときどうしますか？

自分で決める？ おうちの人に相談する？
ともだち？ 先生？

すべてではありませんが、あなたの夢や希望をかなえるため、将来の暮らしや生き方について、一緒に考える人がいます。

それが「相談支援専門員」です。

※「相談支援専門員」がいる所を「相談支援事業所」と言います。

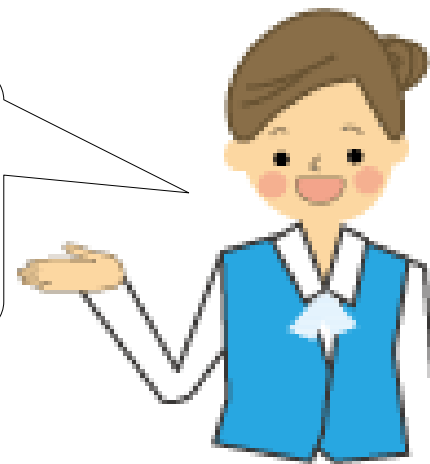
相談支援専門員は、

- 障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行います。
- サービス等利用計画(ケアプラン)を作成します。
- どこにいるの？>>事業所一覧は福祉事務所窓口、障害者のしおり、市や自立支援協議会のホームページでも確認できます。



よくわからない・・・
不安だなあ・・・

そんな時は
相談支援専門員に
ご相談下さい！



②計画相談支援(サービス等利用計画)って？

障害福祉サービスを利用するには

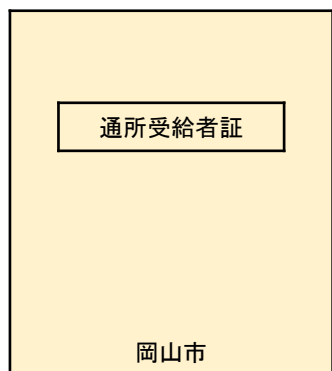
(1) もよりの福祉事務所・保健センターなどに相談。

申請書等、書類の提出

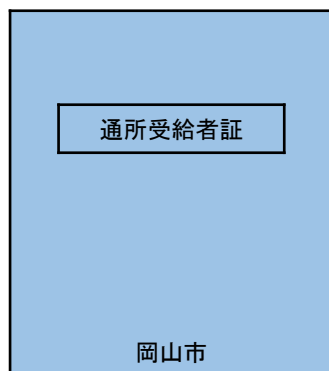
(2) 市町村からサービスが支給決定される



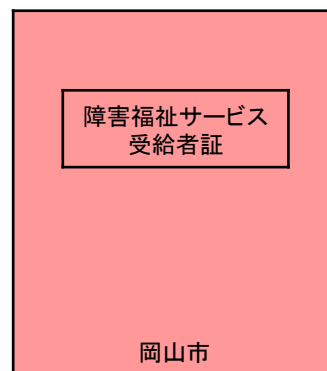
通所受給者証や障害福祉サービス受給者証、地域生活支援受給者証 が交付されます。



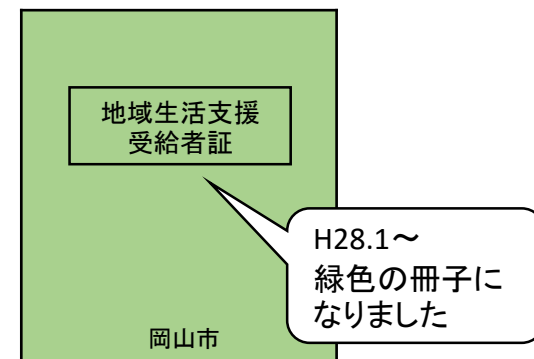
【イメージ】



【イメージ】



【イメージ】



【イメージ】

(3) 利用したい事業所に利用の意向を伝え、契約する。

サービス等利用計画(計画相談支援)について

障害福祉サービスを利用するすべての障害者に、

サービス等利用計画(ケアプラン)の作成が必要となります。

①相談支援事業所に作成を依頼する方法

②自分(本人・家族・支援者など)で作る方法(セルフプラン)

があります。

福祉の制度って、
わかりにくいなあ・・・。

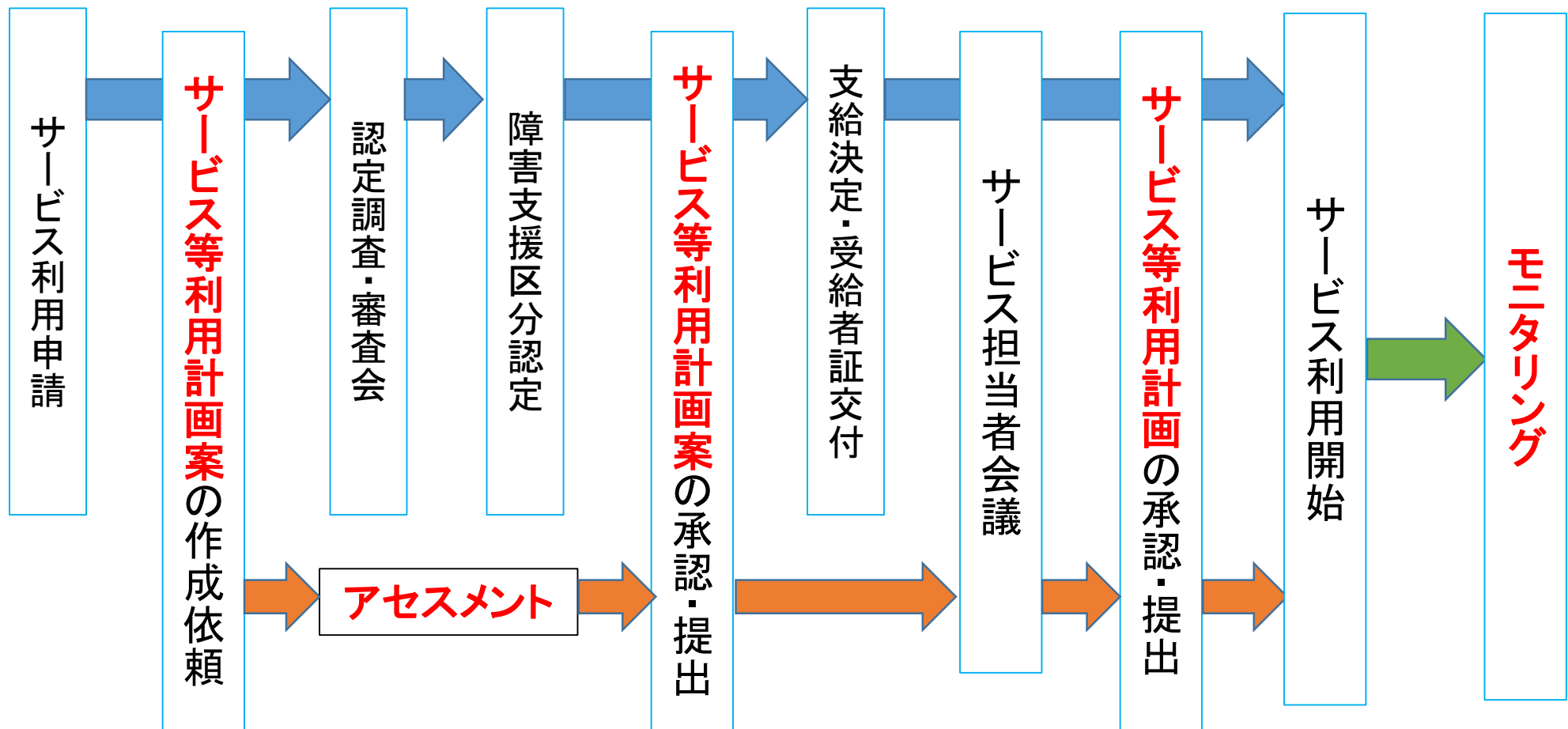


今は先生に相談できるけど、卒業したら、どうしよう。

福祉事務所って、
なんだか行きにくいなあ。
うまく相談できなかったらどうしよう。

障害福祉サービス利用のおおまかな流れ

(相談支援事業所に作成を依頼した時)



- ◆ **アセスメント**・・・サービス等利用計画を作成するために利用者の状態像などをお聞きします。将来の夢、希望等も教えてください。
- ◆ **モニタリング**・・・サービス等利用計画の内容をもとに計画が順調に進んでいるかどうかを振り返り、計画の修正や新たな希望など、計画に盛り込んでいきます。

サービス等利用計画のイメージ

【今の気持ち】
カフェで働きたい。
1人で暮らしてみたいな。

わかりました！

では、こんなプランは
どうでしょう？

現時点

計画開始

モニタリング

モニタリング

モニタリング

モニタリング

個別支援計画

日中活動

就労移行支援

一般就労(カフェ)

生活の場

自宅

グループホーム

1人暮らし

居宅介護

個別支援計画

居宅介護計画



サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案

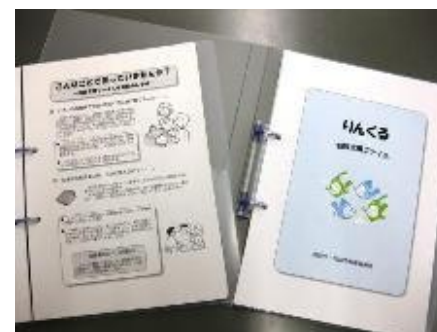
利用 保護 障害児 地域相	本人が希望する暮らしを記載	障害程度区分	0	計画の振り返りの時期 (〇ヶ月ごと)			
計画作成日		本人との続柄					
		通所受給者証番号					
		モニタリング期間(開始年月)		利用者同意署名欄			
利用者及びその家族の生活に対する意向 (希望する生活)	希望をかなえるための支援の指針			長期目標(半年～1年後)			
総合的な援助の方針				短期目標(直近～半年後)			
長期目標							
短期目標							
優先順位	解決すべき課題 (本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための 本人の役割	評価時期	その他留意事項
1							
4	具体的な希望や困りごと	希望をかなえるための目標		希望を実現するための方法	希望を実現するための自分の役割		
5							
6							

りんくるファイルの紹介（アセスメントの時にも便利！）

- ・サービス等利用計画の作成や、福祉サービス事業所を利用しはじめるときには本人のプロフィールを説明することがあります。いろいろな機関で同じことを説明するのは大変なことです。
- ・本人のプロフィールや学校・医療・福祉に関する記録、相談記録などさまざまな内容を一冊にまとめて保存しておける相談支援ファイルが「りんくる」です。岡山市と岡山市教育委員会が作成しました。
- ・必要な情報が相談先の担当者に分かりやすく伝わったり、「何を言えばよいか、うまく言えなくて…」という際に、情報を整理することに役立ててください。

「りんくるファイル」で

検索



りんくるファイルは岡山市ホームページからダウンロードできます

2.障害福祉サービスの説明

①サービスの種類(障害福祉サービス等)

自立支援給付

<p>訓練等給付</p>	<p>自立訓練(機能訓練・生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(A型・B型) 共同生活援助(グループホーム)</p>
<p>介護給付</p>	<p>居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 短期入所 療養介護 生活介護 施設入所支援</p>

地域生活支援事業(市町村)

<p>【必須事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・コミュニケーション支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター機能強化事業 <p>【その他の事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉ホーム事業 ・日中一時支援事業 ・生活サポート事業 など
--

※「児童デイサービス」は障害児事業・施設の一元化により、児童福祉法に位置づけ。「児童発達支援」「放課後等デイサービス」に。

訓練等給付

自立訓練 ・機能訓練 ・生活訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
就労継続支援 ・A型(雇用型) ・B型(非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います

介護給付

居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します

その他にも重度訪問介護、行動援護等の給付があります。

②障害福祉サービスの具体例

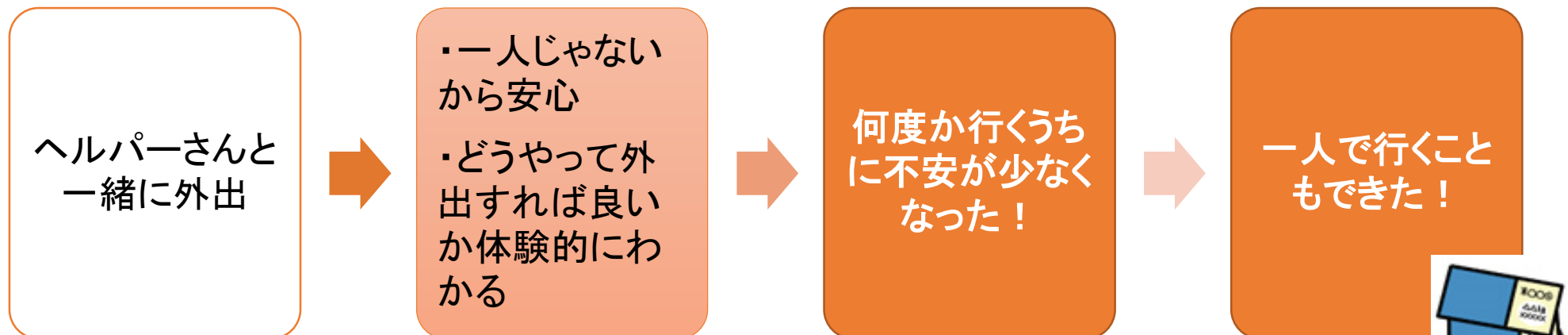
～自宅で利用できるサービス編～

- ここでは卒業後、自宅で利用出来るサービスの内、利用頻度が多いものを説明します。
- 障害福祉サービスは原則18歳以上の方が利用できますが、在学中でも利用可能なサービス(居宅介護・短期入所・移動支援等)もあります。

「休日には映画館や買い物にも行きたいなあ」
でも
「電車やバスに乗るのは不安だし、ずっと親と一緒にでかけるのも違うなあ」



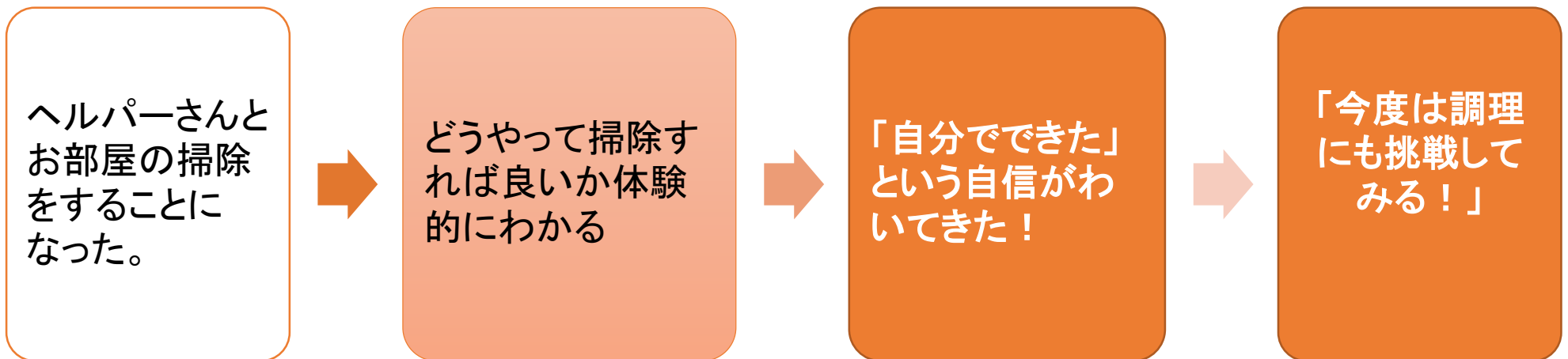
利用できるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●移動支援 ●行動援護(行動障害がある方) ●同行援護(視覚障害がある方)
サービス内容	自宅から目的の場所(例:プール、映画館、買い物等)まで、ヘルパーが付き添って移動等の支援を行います。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・移動手段は、徒歩・公共交通機関等の利用が原則です。 ・移動中必要な料金(バス代・入場料等)は、ヘルパーの分も必要となります。 ・原則、事業所の車両を使用することは支援に含まれません。 ・移動支援・行動援護・同行援護は重複して利用できません。



「自分の身の回りのことは自分でできる、かっこいい大人になりたいなあ」
でも
「僕(私)の部屋掃除・洗濯・着替え・・・今はお母さんいなきゃできないよ」



利用できるサービス	●居宅介護(家事援助・身体介護)
サービス内容	ヘルパーが、自宅で本人に関する身の回りの支援を行います。 →サービスは、できない部分を代わりに行うことばかりではありません。本人の自立に向けて、一緒に練習を行うこともサービス内容に含まれています。
その他	・同居家族がいても本人に関わる支援であれば利用可能。 ・入浴支援(見守り含む)など直接的な支援も利用可能。



「急な用事で県外の親戚の所に行かなくちゃ。2～3日はかかるわ」
でも
「この子を連れていくことも難しいわ」



<p>利用できるサービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●短期入所 ●医療型短期入所(重症心身障害がある方)
<p>サービス内容</p>	<p>介護者が病気の場合などに施設等で短期間(1泊2日～)、お泊りして、必要な支援(食事・トイレ・入浴等)を受けることができます。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用には事前に見学や体験利用等が必要な場合があります。 ・日帰りの場合は、移動支援や日中一時支援を利用する方法もあります。 ・医療型短期入所では、医療ケア(吸引・注入等)を受けることができます。



「僕(私)は自宅でたくさんの支援が必要なんだけど・・・」
でも
「ヘルパーを利用できるのは、昼間だけじゃないの？」



<p>利用できるサービス</p>	<p>●重度訪問介護 (身体障害がある方、行動障害がある方) →利用には一定の条件が必要です</p>
<p>サービス内容</p>	<p>自宅にヘルパーが出向き、安産に配慮しながら一緒に過ごしたり、家事支援や身体支援など臨機応変に支援を受けたりすることができます。見守り支援も含まれます。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス内容に外出を一緒に行うことも含まれます。 ・ヘルパーと調整がとれれば、夜間帯や長時間におよぶ支援を受けることもできます。

「いつかは、一人暮らしがしたいなあ」
でも
「洗濯・掃除にお金のこと……僕(私)にできるかなあ」



出来るようになるために練習しよう！



一人で頑張ったけど全部は無理……



誰かの応援があれば、
実現するかもしれない!?



経験を積んで、
一人暮らしが実現！

本人の経験値



周囲の支援体制
環境調整

・ヘルパーを利用する方法
・GHなどを利用する方法
・金銭管理サービスなどを利用する方法



②障害福祉サービスの具体例 ～「働く・通う」ために利用できるサービス編～



【平成〇〇年 3月】



【就労継続支援A型】



【就労移行支援】



【就労継続支援B型】



【生活介護】

●社会の中で役割をもちながら暮らすことは、障害がある人に限らずとっても重要です。

●障害がある人たちが「働く・通う」ための制度は種類も多く、分かりづらいのが難点。それらの制度の一部を説明します。

それとも…!?

【イラスト:むうさん】

生活介護



菓子制作(愛育寮)

サービス 内容

- 常時の介助が必要な人など支援の必要性が高い人を対象に、日中の介助等を提供するサービスです。

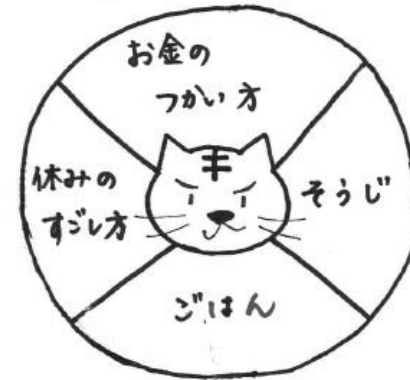
特徴

- 食事や入浴、トイレなどの介助を提供する他、絵画・陶芸のような創作活動や、請負作業・自主制作のような生産活動を行っています。
- 近年では、コーヒー豆の販売など付加価値が高い生産活動に力を入れ、高い工賃を支払っている事業所も増えています。

その他

- 原則として、障害支援区分が「3」以上(50歳以上の人は「2」以上)が必要です。
- 利用期間に制限はありません。
- 送迎サービスを行う事業所が多いです。

自立訓練



イメージ図(スケジュール)

サービス内容

- 生活の自立を希望する人を対象に、地域での生活を送る上で必要となる身の回りの自立を支援するための訓練を提供するサービスです。

特徴

- 身体障害のある人を対象とした「機能訓練」と、知的・発達・精神障害のある人を対象とした「生活訓練」に分かれ、生活訓練の場合は、地域における生活力を身に付けるための支援を提供します。

その他

- 原則として、地域生活に向けた訓練を必要とする人で、障害支援区分による利用制限はありません。
- 利用機関に制限があります(基本は2年、必要に応じて1年延長可)。
- 寮のような宿泊型訓練を提供する事業所もあります。

就労移行 支援



就労移行支援センターフリーデザイン
(私の暮らし方デザインを作成)

サービス 内容

- 企業への就職や自ら起業することを希望する人を対象に、職業訓練や求職活動の支援などを提供するサービスです。

特徴

- 事業所における生産活動や就労に必要な知識および能力の向上のために必要な職業訓練などを行います。
- 職場体験や施設外就労なども行います。また、就職後の職場定着支援も行います。

その他

- 就労や起業を希望する65歳未満の人で、障害支援区分による利用制限はありません。
- 利用期間に制限があります(基本は2年、必要に応じて1年延長可)。
- 卒業後すぐに就労支援B型の進路を希望する方は、高等部3年時に一定期間利用する必要があります。

就労継続支援 A型



クリーンメイトくわ ダイニングこよし>
(レストランで接客・販売)

サービス 内容

- 企業などでの就労は難しいものの、働くための支援を得ることによって一般就労が可能な人を対象に、雇用契約を結んだ上で働く場を提供するサービスです。

特徴

- 企業(会社・事業所)としての性格と福祉サービスとしての性格を併せ持ち、労働基準法などの適用を受け、原則として最低賃金が保障されます。
- 一般就労への移行も支援します。

その他

- 支援を受けることで一般就労可能な65歳未満の人が対象で、障害支援区分による利用制限も利用期間の制限もありません。

就労継続支援 B型



ワークステーション コンドル
(パンの製造)

サービス 内容

- 企業などで就労したものの離職した人など、一般就労が難しく福祉的な就労の場が必要な人を対象に、雇用契約は結ばずに生産活動や軽作業などの働く場を提供します。

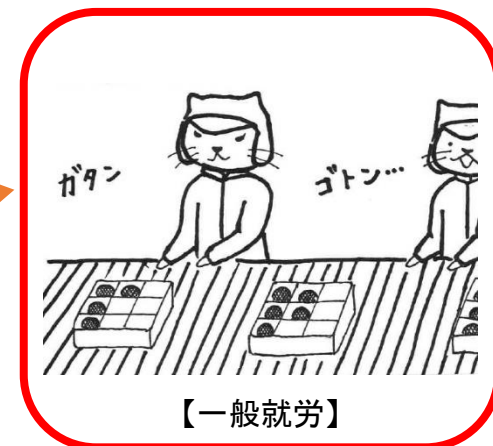
特徴

- 活動の内容に応じて工賃が支払われます。雇用契約を結ばないため、その人のペースに合わせた活動ができる反面労働法規の適用外となります。
- 一般就労への移行も支援します。

その他

- 主に「就労経験があり、一般就労が困難となった人」や「就労移行支援を利用した結果、継続支援B型の利用が適当と判断された人」が対象です。
- 障害支援区分による利用制限も利用期間の制限もありません。

【働きたい！】



【状況に応じて、福祉サービスを利用する方法もあります】

- 「働く」「通う」ためのサービスには段階に応じて、複数のサービスが制度化されており、それらのサービスを順々に利用することも可能です。
- ステップのように進路を進む場合には、本人が希望する最終的な暮らしぶりを関係者間でイメージすることが大切です。
- イラスト例のような場合もあれば、ある時点までは生活介護を利用し、何年か経ってから継続B型に切り替えるといった利用も可能です。

このようなサービスのステップアップも相談支援専門員が作成するサービス等利用計画によって見通しを立てることが可能です。

3.障害者総合支援法について(要点)

【障害者総合支援法について】

障害者自立支援法の改正法として位置づけられています。

①利用者負担・・・応能負担を原則

※福祉サービスにかかる費用を、利用者の所得に応じ負担すること。

- ・18歳未満は住民票上の世帯全員の所得で判定
- ・18歳以上を成人と位置づけ、本人と配偶者の所得で判定
- ・市町村民税が非課税であれば、利用者負担は生じない
- ・課税であれば1割負担(月額負担上限額まで)

②障害の範囲・・・身体、知的、精神、発達に難病が加わる

※難病については151疾病⇒(H27.7～ 332疾病に拡大)

③「障害支援区分」の聞き取り調査(旧:障害程度区分)

☆ 知的・精神の障害特性に配慮

☆ 対象者の状態は「在宅・単身」を想定

☆ 聞き取り時のマニュアルの改善、審査会の専門性向上

→80項目の質問項目(従来の調査では106項目)

→知的障害、精神障害の特性を反映できるよう、評価項目の追加や見直し

→法の施行後、3年をめぐりに見直しの予定(H25~27)

※障害支援区分は、申請⇒認定調査＋医師意見書⇒審査会 のながれで決定。

決定にはおおむね**2~3ヶ月**かかる。

※医師意見書はかかりつけの医療機関で作成可能。

小児科、整形、精神科、内科等々。**本人を良く知っている先生**に書いてもらうの

が良いでしょう。

4.その他

【岡山市障害者自立支援協議会のホームページのご紹介】

おかやまししょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい
岡山市障害者自立支援協議会 

キーワードを入力

ホーム 障害者自立支援協議会とは 専門部会 障害福祉サービス事業所情報 フォーラム・セミナー情報 地域情報 お問い合わせ 規約

お知らせ

- 福祉サービス部会** 2015年09月08日 第2回 福祉サービス部会
- 福祉サービス部会** 2015年09月05日 第1回 福祉サービス部会
- 教育部会** 2015年09月05日 第1回教育部会
- お知らせ** 2015年08月27日 岡山市障害者雇用支援月間パネル展を開催します！
- お知らせ** 2015年08月20日 岡山県精神障害者社会福祉事業者協議会 年次総会&公開講演会のお知らせ
- 子ども支援部会** 2015年07月13日 児童通所事業所空き情報

[もっと見る](#)

障害福祉サービス事業所更新情報 ※事業所情報の掲載方法（ダウンロード様式）

- 2015年9月1日 なごみ
- 2015年6月1日 ばるスペースMOMO
- 2015年5月23日 ジョブサポートセンターASUNARO
- 2015年5月23日 ばる・おかやま
- 2015年5月11日 ひらた旭川荘地域活動支援センター
- 2015年5月2日 スイートコーポ

[もっと見る](#)

お問い合わせ
ばる・おかやま
〒700-0822 岡山県岡山市北区表町3-7-27
TEL:086-201-1720 FAX:086-201-1713
pal-oka@mx35.tiki.ne.jp

運用情報
運用ガイドブック
ログイン

このホームページは、精神障がいがある当事者の団体「**ピアサポーターグループ クローバー**」が運営管理を行っています。（岡山市障害者自立支援協議会から委託を受けています）
[たまごとり](#)
クローバーについて知りたい方は、「たまごとり」を [クリック](#) してね♪ 

Copyright © 2015 岡山市障害者自立支援協議会 All Rights Reserved. 20367

岡山市障害者自立支援協議会HP

URL: <http://okjiritsushien.com/>

是非ご覧下さい。
ご意見などもお待ちしております。

ご静聴ありがとうございました。